

議案第八十六号

優良種畜の造成に関する条例等の廃止について

次のとおり優良種畜の造成に関する条例等を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を
求める。

昭和四十五年五月 廿一日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四十五年五月拾五日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



三朝町条例第 号

優良種畜の造成に関する条例等を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

優良種畜の造成に関する条例（昭和二十九年三朝町条例第四十一号）

三朝町優良種畜審査委員会条例（昭和二十九年三朝町条例第四十四号）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。